

船橋市遊泳用プール検査指導要領

第1 目的

この要領は、環境衛生監視員（以下「監視員」という。）が、船橋市遊泳用プール指導要綱（平成15年4月1日施行以下「指導要綱」という。）に基づき、遊泳用プール（以下「プール」という。）の検査を行う場合の検査方法、検査事項を定め、もって検査業務の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

第2 検査回数

検査等は、船橋市環境衛生監視指導計画に基づき、環境衛生監視員が行うものとする。

第3 検査方法

- (1) 検査は、原則として、プールの開場時間内に実施するものとする。
- (2) 検査事項は、遊泳用プール検査台帳（様式1）に定めるものとし、遊泳用プール判定基準（別添）に基づき判定し記入するものとする。

第4 検査結果の処理

検査の結果は、次により処理するものとする。

- (1) 第3-②に基づき判定した結果、改善を要するものと認められるときは、次の方法で、プールの設置者又は管理責任者に対し、改善を指導するものとする。
 - ㊦ 指導要綱を遵守していないもので軽微な場合
口答による改善の指導
 - ㊧ 指導要綱を遵守していないもので公衆衛生上支障が生ずるおそれがある場合
プール検査指導票（様式2）の交付による改善勧告
- (2) (1)の㊧により改善勧告をした場合は、後日再検査を実施し、改善状況の確認を行うものとする。

第5 プール検査指導票及び検査台帳の保存

- (1) プール検査指導票（甲）は、交付した日から3年間保存するものとする。
- (2) 改善状況は遊泳用プール検査台帳にその経過を記載し、当該台帳は最終検査日から3年間保存するものとする。

第6 留意事項

監視員は、検査に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 品位を保持し、信頼を得るよう努めること。
- (2) 第3に定める事項のみではなく、プールの状況により措置することが望ましい事項についても、可能な限り十分な指導をすること。
- (3) 営業行為に不当に制限を加え、若しくは支障をきたすことのないように配慮すること。
- (4) 検査する職員は、その身分を示す環境衛生監視員証を携帯すること。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

遊泳用プール検査台帳		プールの名称						
区 分	整理番号	検 査 事 項	判 定 欄					
			/	/	/	/	/	
プールの構造及び設備	プールの全体	1	オーバーフロー溝の排水状況は適正か					
		2	清掃が行われているか					
	プールサイド及び通路	3	清掃が行われているか					
	排水設備	4	排水が適正に行われているか					
	浄化設備	5	保守点検され適正に運転されているか					
		6	出口の濁度が0.5度以下で運転されているか(0.1度以下が望ましい)					
	消毒設備	7	保守点検され適正に運転されているか					
		8	塩素剤の管理が適正か					
付帯設備等	洗浄設備	9	清掃が行われているか					
	更衣室	10	衣類等が衛生的に保管され清掃が行われているか					
	便所	11	清掃が行われているか					
	洗面設備・洗顔設備・水飲み場及びシャワー	12	清掃が行われているか					
	照明設備(屋内プール等の場合)	13	照度は適正か					
	換気設備(屋内プールの場合)	14	換気は適正に行われているか					
	救護設備	15	救急措置に必要な機材及び医薬品等が備えてあるか					
	その他の設備	16	休憩所、観覧席等はプールサイドとは区画してあるか					
17		清掃が行われているか						
水質管理	遊離残留塩素	18	使用中は0.4mg/l以上保持されているか(1.0mg/l以下が望ましい)					
	水質検査	19	水質検査が実施されているか					

水質検査	水質検査	20	水質基準に適合しているか					
	入れ替え式プール	21	適正に換水されているか					
業務管理	遊泳者の管理	22	遊泳者への心得を掲示し、遊泳者の健康保持に努めているか					
	日誌	23	日誌を備え、適正に記載され保存しているか					
	報告	24	疾病等の報告が行われているか					
その他	昆虫防除	25	更衣室、休憩室等は、定期的に昆虫防除を実施しているか					
	施設の総体的状況	26	各施設の構造物等に亀裂等生じていないか					
	届出等の励行	27	代表者、構造設備等に変更はないか					
環境衛生監視員名								
プール検査指導票交付の有無								
指導事項 年 月 日								

様式2

プール検査指導票

プール所在地		交付年月日	年 月 日
プールの名称		保健所 環境衛生監視員	
設置者の氏名		氏名	
<p>あなたの施設を 年 月 日に検査したところ、下記のとおり不備な点がありましたので、早急に改善し、その結果を 年 月 日までに船橋市保健所衛生指導課に報告してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>上記の事実を確認します。</p> <p style="text-align: right;">責任者 所属 (立会者) 氏名 連絡先</p>			

別添

遊 泳 用 プ ー ル 判 定 基 準

遊泳用プール検査台帳の判定は、次の基準によるものとする。

1 検査項目ごとに判定するものとする。

2 判定は次により行うものとする。

(1) 指導要綱を遵守しているもの-----○

(2) 指導要綱を遵守していないもの

① 軽微な場合-----△

② 公衆衛生上支障が生ずるおそれがある場合-----×